

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	環境政策課
委託業務名	温暖化対策普及啓発及び自然家族事業等実施業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目ほか
概要	地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第2項に掲げる事業その他の本市における地球温暖化対策や生物多様性等地球環境保全に関する普及啓発事業を企画し実施する業務
契約期間	令和7（2025）年4月1日から 令和8（2026）年3月31日まで
契約年月日	令和7年4月1日
契約金額	9,800,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目1番1号 〔名称〕 特定非営利活動法人おおつ環境フォーラム
契約相手方の選定理由	本市では、令和7年4月1日より3年間、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項に基づく「地域地球温暖化防止活動推進センター」として、「特定非営利活動法人おおつ環境フォーラム」を指定し、同法第38条第2項に基づく地球温暖化対策等の啓発・広報活動、相談・照会及び情報提供に関する業務を行わせることとしている。 本業務は同法第38条第2項に基づく業務であり、同法第38条第1項に基づき地域地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けた非営利活動法人おおつ環境フォーラムにおいてほかに相応しい委託先はなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものとする。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 5px;"></div> (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。